

令和4年度工事請負随意契約一覧(130万円超)【見積合せを除く】

契約番号・種別	件名・工事箇所・工事概要	契約相手方の商号・住所	契約金額・工期	随意契約理由
世契設随第1号 電気工事	令和4年度街路灯新設補修工事 (単価契約) 世田谷区管内指定箇所 街路灯新設補修工事	東京世田谷電設工業協同組合 世田谷区若林一丁目15番10号	単価契約 令和04年04月01日～ 令和05年03月31日	区内全域に設置されている街路灯の速やかな補修及び緊急対応を行い、区民生活の安全を確保するには緊急対応力・機動性を要するため、街路灯工事を施工可能な区内業者が多数加入している唯一の組合である左記と契約するもの。
世契建随第1号 建築工事	世田谷区二子玉川分庁舎改修工事 玉川1-20-1 分庁舎改修工事	世田谷住相協建設協同組合 世田谷区上馬5丁目34番16号	25,190,000円 令和04年05月23日～ 令和04年07月15日	当該分庁舎にPCR検査センター開設を決定した4月から、速やかに現地調査及び東京都と調整を行い、工事内容の確定が5月上旬となったため、入札による施工者の選定をする時間を確保できないため、官公需の受注を目的とする適格組合として、区内の建築業者で組織され、工事内容に応じた施工者を迅速に手配することができる、左記と契約するもの。
世契設随第2号 エレベーター	世田谷区立桜丘区民センター改修昇降機設備工事 桜丘5丁目14番1号 昇降機新設工事	日本オオチス・エレベーター株式会社 東日本支社 東京都文京区大塚二丁目9番3号	20,900,000円 令和4年6月10日～ 令和4年12月23日	機械室レス式エレベーターの新設工事にあたって費用軽減、工期短縮、産業廃棄物の抑制、躯体へのダメージなどを考慮し既存三方枠を再利用するために、製造会社である左記業者に履行させるもの。
世契設随第3号 給排水衛生工事	瀬田アートンネル排水設備No.1主ポンプ取替修繕工事【玉川四丁目2番先】 玉川4丁目2番先 給排水衛生設備工事	アイム電機工業株式会社 東京支店 東京都中央区日本橋室町四丁目2番16号楠和日本橋ビル5階	3,190,000円 令和4年6月13日～ 令和5年2月28日	排水ポンプ内の装置は独自の排水モーター部浸水阻止構造を有しており、制御機器類との調整作業を伴うことから、当該機器の自動制御や電源機器類(非常用発電機等)の知識や技術を有している上記業者に履行させるもの。
世契設随第4号 給排水衛生工事	配管改修ほか工事(ふれあいの水辺導水施設) 代沢4丁目36番1号 給排水衛生設備工事	株式会社水機テクノス 桜丘5丁目48番16号	9,680,000円 令和4年6月24日～ 令和4年12月23日	漏水が確認されている配管を速やかに交換するため、大規模で複雑な当該施設の設備機能を詳細に把握している必要があることから、これまで継続して年間の維持管理業務を受託し、設備点検等の業務を行っている左記業者に履行させるもの。
世契土随第1号 道路舗装工事	路面改良工事(同時施工)【瀬田二丁目17番から8番先】 瀬田二丁目17番から8番先 道路舗装工事	栄新工業株式会社 上北沢一丁目19番2号	1,650,000円 令和04年05月18日～ 令和04年06月30日	工事費の軽減、振動騒音の原因となる舗装施工継ぎ目の解消、近隣住民への負担軽減のため、現在施工中の東京都水道局発注の水道管取替え工事と同時に舗装工事を実施するため、水道局発注工事の受注者である左記業者に履行させるもの。
世契土随第2号 道路舗装工事	路面改良工事(打換)【船橋一丁目5番から12番先外1箇所】 船橋一丁目5番から12番先外1箇所 道路舗装工事	マツレキ株式会社 池尻二丁目11番4号	55,843,700円 令和04年07月22日～ 令和05年02月03日	入札の結果、落札者がいないため地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行ったもの。
世契設随第5号 電気工事	地域系(260MHz)防災行政無線システム統制局設備等の更新工事 世田谷4-21及び太子堂4-1-1 防災行政無線更新工事	株式会社日立国際電気 東京都港区西新橋二丁目15番12号	83,600,000円 令和04年07月15日～ 令和05年12月15日	地域系(260MHz)防災行政無線システムについて、本庁舎整備に伴い、統制局設備および基地局設備等の更新を行うものである。地域系(260MHz)防災行政無線システムの既設設備はそのまま運用し、基幹部分である統制台設備および基地局のみ更新を行うため、製造会社である左記業者に履行させるもの。
世契建随第2号 建築工事	世田谷区立烏山公園トイレ改築工事 北烏山1-20-1 トイレ改築工事	株式会社高政工務店 東京都世田谷区喜多見五丁目14番18号	33,122,100円 令和04年07月15日～ 令和05年2月28日	入札の結果、落札者がいないため地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行ったもの。
世契設随第6号 電気工事	世田谷区立大蔵第二運動場改修昇降機設備工事 大蔵4-7-1 昇降機新設工事	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 東京都荒川区荒川七丁目19番1号	26,367,000円 令和04年08月08日～ 令和05年03月14日	既存エレベーターは、建物がしゅん工した後に追加で設置したエレベーターであり、昇降路が狭小で、ブロックを積み上げた、通常の鉄筋コンクリート造や鉄骨造よりも脆弱な構造である。左記事業所は既存エレベーターの製造者であり、長年に渡って昇降路の点検、管理を行ってきたなかでブロックに極力負担をかけない手法を確立してきており、当該事業者でなければ安全に工事を行うことは難しいため。